

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

対象施設（県の直営施設）

- ・ 福井県福井運動公園、福井県立武道館〈所管課:スポーツ課〉
- ・ 幾久公園〈所管課:文化課〉
- ・ 臨海中央公園〈所管課:都市計画課〉

（指定管理者制度を導入している施設）

- ・ 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター、福井県立クレ射撃場、福井県立ホッケー場、福井県立艇庫〈所管課:スポーツ課〉
- ・ テクノポート福井総合公園〈所管課:公営企業課〉
- ・ ふくい健康の森〈所管課:地域福祉課〉
- ・ 若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園〈所管課:都市計画課〉

◆各施設共通

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
1	条例における数字の表記について	意見	1	21	各施設のWebサイトの利用料金は、算用数字で表記されているが、各条例の利用料金は、漢数字で表記されている。県は、県民の分かりやすさを考慮していないと思われるおそれがある。明瞭性や整合性の観点からも条例における利用料金は、算用数字で表記したほうがよいと思われる。県は、今一度条例における漢数字と算用数字の使い分けについて再検討をすることが望まれる。	Webサイトの条例・規則における利用料金表記について、算用数字に改めることを検討する。 【情報公開・法制課】
2	利用料金の設定単位について	意見	2	22	施設の利用料金の設定にあたり、算定基礎が午前・午後・夜間といった大きな単位のみで設定している施設がある。県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、1時間単位等の短い単位での料金設定についても検討することが望まれる。	すでに1時間単位の短い単位での料金設定を導入している施設もあるが、導入していない施設においては、特に利用者からの要望等はないことから当面は現行のままの時間設定とすることとした。 【スポーツ課】 時間設定について検討した結果、特に利用者からの要望等はないことから当面は現行のままの時間設定とすることとした。 【公営企業課】 令和6年2月県議会において、体育館等の主な施設の利用料金を1時間単位とする都市公園条例改定の議案を上程予定である。 条例改定後に指定管理者から住民に周知し、令和6年度中に利用料金を改定する予定である。 【都市計画課】

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
3	施設利用の予約について	意見	3	24	<p>現在においてほとんどの施設で予約を行う場合は、窓口受付や電話等での予約受付が主になっている。今日ではパソコンや携帯（スマートフォン含む）の利用者が多くWebサイトで予約や予約状況の確認ができれば、利便性が向上すると考えられる。そのため、県または指定管理者は、早い段階でWebサイト予約ができるシステムを取り入れることが望まれる。</p> <p>この点、県は令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用Webサイト「施設予約サービス」を運用開始した。これによりすべての県内の公共施設の利用予約や空き状況の確認ができ、利便性が向上することを期待したい。</p>	一部の施設については既に施設予約サービスを導入しており、未導入の施設については導入を検討している。 【スポーツ課】
						一部の施設利用の受付業務は業者に委託している。Webサイトの活用を含めて、利便性の向上について業者と協議、検討していく。 【文化課】
						公園内の一部施設において施設予約サービスの導入を開始している。未導入の施設についても導入を検討している。 【公営企業課】
						当該施設について、施設予約サービスの導入を検討している。 【地域福祉課】
						一部の施設では既に「施設予約サービス」を導入しており、Web上で予約状況の確認・予約手続きが可能となっている。未導入施設についても指定管理者において導入を検討している。 【都市計画課】
4	観客数の把握について	意見	4	24	<p>スポーツ観戦などの観客数の把握が一部施設を除き行われていなかった。観客数の把握が行われていないと、施設の評価が適切に行われないおそれがあり、実際の稼働率を把握するためには、観客数も把握することが望ましい。</p> <p>観客数の把握は、例えば日本観光協会方式（ガイドライン）の「一定面積の最盛時の利用者×回転数×全体の面積÷一定面積」といった算定方法で把握してもよいと考えられるし、各施設で合理的に観客数を定められるのであれば、その算定方法でも問題ないと考えられる。</p>	大会開催時に観客数の把握を行っており、今後も継続して観客数の把握に努めていく。また、施設日誌に競技者および観客数を記録し集計作業を行っている施設もある。 【スポーツ課】
						当公園では、スタジアム観戦時の観客数だけでなく、各施設の入場者数についても把握している。 【公営企業課】

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
5	決済方法の多様化について	意見	5	25	今日ではキャッシュレス化が進んでおり、決済方法が多様化している。県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、決済方法の多様化への対応を図ることが望まれる。	<p>県の直営施設については、全ての施設においてPayPayによる電子マネー決済を導入している。また、銀行振込のための納付書については、新財務システムを構築する中でキャッシュレス決済対応の検討を進めている。</p> <p>【審査指導課】</p> <p>指定管理施設におけるキャッシュレス決済については、「指定管理者制度に関する手引き」において、令和2年度以降、県有施設にて導入されている決済方法について導入するよう努めることと規定している（現時点でPayPayのみ）。</p> <p>今後も引き続き施設所管課に対し、導入を促していく。</p> <p>【財産活用課】</p>
6	備品管理シールの運用について	指摘	1	29	<p>備品について現物確認を実施したところ、多くの施設において、貼付されている備品管理シールの破損、汚損ないし剥離があり、番号等の照合が確認できないものが発見された。また、備品管理シールが備品に貼付されていないものが発見された。</p> <p>備品管理上、備品管理シールによる現物管理は重要である。県または指定管理者は、定期的に現物の状態を確認して、貼付漏れがあった場合には備品管理シールを貼り付ける対応や、破損等している場合には速やかに新しいものに貼り替えるなどの対応を取る必要がある。</p> <p>なお、屋外で使用する備品などは、備品管理シールは比較的破損、汚損しやすく、劣化しやすいことが予想される。このような備品には、よりシールの素材を耐候性のある丈夫なシールを貼り付けたり、備品台帳において写真を添付したり、保管場所の壁に備品一覧表を貼り付けたりするなど、備え付け・保管の状況が分かるようにするなどの工夫が必要である。</p>	<p>破損、汚損、剥離があるものについては、新しい備品管理シールを貼付した。今後も定期的に現物の状態を確認し、破損・汚損・剥離等がみられる場合は速やかに張り替える等の対応を図っていく。</p> <p>【スポーツ課】</p> <p>剥離のあったものについては備品管理シールを新たに貼付した。今後も定期的に現物の状態を確認し、破損・汚損・剥離等ある場合は速やかに張り替える等の対応を図っていく。</p> <p>【公営企業課】</p> <p>備品管理シールの貼付漏れ等について、県、指定管理者とともに改めて確認を行い、備品管理シールを貼付した。今後は、県の備品確認の際にシールの確認を行うほか、指定管理者においても定期点検に加えて備品貸出しの前後で確認を行い、シールの剥離や退色等を発見した際は速やかに報告を行うよう指導した。</p> <p>【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
7	備品台帳について	意見	6	29	施設ごとに作成している備品台帳には、県で管理している物品番号が記載されていないため、同じ名称のものが複数記載されている場合には個別識別ができない場合もあり、突合せや管理が適切に行なわれないおそれがある。そのため、県または指定管理者は、施設で使用している備品台帳には、県が管理している物品との同一性を確認できるように物品番号を記載し、備品の個別識別ができるようにすることが望まれる。また、備品台帳には、保管場所も記載し、個別の備品の現物確認を効率的に実施できるようにすることが望まれる。	全ての備品が確実に識別できるよう物品番号を記載した備品台帳を準備し保管しており、備品シール貼付の対応も万全に行っている。今後とも物品の適正管理に努めていく。 【スポーツ課】
						再指定時（R5年度）に協定書に添付されている一覧に備品番号等を付記することとした。今後とも物品の適正管理に努めていく。 【公営企業課】
						協定書に添付されている一覧に備品番号等を付記した一覧を作成し、指定管理者と情報共有を行った。 【地域福祉課】
						指定管理施設について、協定書に添付されている一覧のほか、備品番号等を付記した一覧を作成し、県と指定管理者が情報共有を行うように改め、備品の個別識別ができるようにした。 【都市計画課】
8	AEDの設置場所の表示について	意見	7	29	各施設のAEDの設置場所には、AEDの設置案内のシールが貼られていたが、ほとんどの施設の施設案内図にはAEDの設置場所が記載されていなかった。スポーツ施設や公園といった場所は、老若男女を問わず使用される場所である。特に公園は施設自体が大きい。県または指定管理者は、AEDが必要となった緊急事態に素早く対応できるように、施設案内図にAEDの設置場所を分かりやすく記載したほうがよいと考える。	各施設の案内板等にAED設置場所を表示するよう指導し、改善されている。 【スポーツ課】
						今後、AEDの設置場所を記載した案内図等の掲示場所を増やしていく。 【文化課】
						当公園では、人が通る駐車場等の施設案内図にAEDの設置場所を表示している。 【公営企業課】
						施設の案内板等にAED設置場所を表示するよう指導を行い、改善されている。 【地域福祉課】
						指定管理者が管理する施設も含め、各施設の施設案内図等にAED設置場所を表示した。 【都市計画課】

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
9	施設の運営状況を判断するための指標について	意見	8	31	<p>県は、コストに関する指標など施設の運用状況を判断するための指標を設定し、毎年度その指標から県の判断結果を記録として残すべきである。</p> <p>また、これらの指標を事業報告書に記載している指定管理者はないが、この指標は、県の施設の運営状況を判断するための指標としてだけでなく、指定管理者にとってもコスト削減や利用者増加を意識させる指標になると思われるので、県は、指定管理者に県が設定した指標を事業報告書に記載させるようにすることが望まれる。</p>	<p>利用者一人当たりのコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設定する。各年度ごとに基準値との比較を行うことにより、施設の運用状況を判断し必要に応じて対応策の検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ課】</p> <p>具体的なコストに関する指標の設定を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【文化課】</p> <p>当課では、毎年の会計検査において、コストや入場者数に対して主に前年度比を指標としてチェックし記録している。</p> <p>また、指定管理者に対し、過去との比較を事業報告書に記録として残すよう指導した。</p> <p style="text-align: right;">【公営企業課】</p> <p>利用者一人当たりのコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設定する。各年度ごとに基準値との比較を行うことにより、施設の運用状況を判断し必要に応じて対応策の検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【地域福祉課】</p> <p>県において各施設の年間の支出額と利用者数により利用者一人当たりコストを算出し、過年度の平均を基準とした指標を設けることとした。</p> <p>今後は、各施設の事業報告書において、設定した基準値との比較による経営の改善・悪化等の評価を行うとともに、それを踏まえた対応策を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
10	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について	意見	9	36	<p>県民のスポーツへの参加を促し健康増進につなげることや、施設の利用者を増加させ施設の有効利用を促すためにも、県または指定管理者は、適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析を行っていく必要があると考える。</p>	<p>月次、年次報告の際に、利用者数等の比較を行い、その分析・記録を行うよう改めた。 【スポーツ課】</p> <p>今後、具体的な目標設定から検討していく。 【文化課】</p> <p>指定管理者は利用者数や収支等を分析し、その要因の把握に努めている。 【公営企業課】</p> <p>指定管理者は利用者数等を分析し、その要因の把握に努めている。 【地域福祉課】</p> <p>指定管理者において月別、年度別の利用者数等の比較を行い、顕著な増減があった際はその要因分析・記録を行うよう改めた。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
11	目標設定の方法について	意見	10	38	<p>目標設定の際には、その多くが直近実績を基準にしている。直近実績は目標設定の参考とはなるが、それ自体はそもそも効果的とはいえない事業運営の結果かもしれない。基準として必ずしも妥当とは限らないことを理解する必要がある。県が中長期計画で掲げている基本目標や推進事業の内容、周囲の人口・他の同様の施設の有無等の客観的データ、フェルミ推定（調査しないと分からないような数量を論理的に概算すること）等の手法を用いて、県または指定管理者は、理論的に目標数値を算出する方法を検討するのが望ましい。</p>	<p>地域の人口推移や地理的要素、競技の特性等を考慮した数値目標の設定に努めており、目標として妥当だと判断している。そのうえで、顕著な増減がみられる場合には、要因の分析を行い適切な目標設定を行うこととする。 【スポーツ課】</p> <p>具体的な目標設定のために、指標となる数値の一つと考えられる、公園利用者数の把握を行う。 【文化課】</p> <p>指定管理者の再指定時の募集要項において、直近実績だけでなく、より理論的な目標数値を設定して業務の事業評価を行い、その計算過程が把握できる内容を事業報告書にまとめるよう求めた。 【公営企業課】</p> <p>地域の人口推移や立地条件の面から例年並みの数値を目標としても妥当だと判断している。そのうえで、顕著な増減があった場合はその要因を記録・分析し、より適切な目標設定を行うよう努める。 【地域福祉課】</p> <p>目標設定については、公園施設としての性質および地域の人口推移や立地条件、新型コロナ等の社会的情勢を加味した上で、例年並みの数値が妥当との判断で設定している。今後は、モニタリング結果を活用し、指定管理者において、より適切な目標設定を行うよう努めていく。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
12	目標設定の根拠資料の作成について	意見	11	39	事業計画書や事業報告書にて記載される目標数値について、それがいかなる要因を考慮して決定したのかを説明できる資料がない。県または指定管理者は、目標設定の際には、内部環境や外部環境をどのように考慮したのか、目標算出の計算はどのように行ったのかを事後的にも把握できる、要因把握が可能な資料（「目標数値設定表」等）を作成することが望ましい。	事業計画書等に算定根拠を記載するよう改善指導を行った。 【スポーツ課】
						目標内容の検討に併せて、根拠の考え方についても検討する。 【文化課】
						指定管理者に対し、事業計画書等に算定根拠等の添付資料を付記するよう指導した。 【公営企業課】
						指定管理者に対し、事業計画書に目標数値の算定根拠を記載するよう改善指導を行った。 【地域福祉課】
						事業計画書記載の目標設定について、算定根拠等の添付資料を付記するよう各施設の指定管理者に指導した。 【都市計画課】
13	モニタリング手法について	意見	12	41	内部評価において、どのような観点からどのようにモニタリングしたのかを把握できる資料が残されていない。県は、モニタリング実施時において何についてモニタリングしたかを記録した調書を残すべきである。例えば、チェックリスト等を使用することで、評価基準や評価項目・評価方法を明確化させることで、一定水準以上のモニタリングを確保することができ、また、調書として残すことで今後のモニタリングにも活用できると考えられる。	定期的に管理運営の状況確認を現地にて行うとともに、モニタリング結果を反映させたチェックリストを作成し記録として残すよう改めた。 【スポーツ課】
						新たにモニタリングチェックリストを作成し、モニタリング結果を記録として残すこととした。 【公営企業課】
						モニタリングチェックリストを作成し、モニタリング結果を記録として残すよう改めた。 【地域福祉課】
						県においてモニタリング結果の記録様式を作成し、調査・報告事項を明確にするように改めた。 また、指定管理者において、利用者数等については前年・前年度利用者数等を比較し、顕著な増減があった場合は要因分析・対応について記録するよう改めた。 【都市計画課】

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
14	Webサイトの充実について	意見	13	45	<p>県または指定管理者は、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点から、施設のWebサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力的な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設の存在価値を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすい、見やすいサイトとなるよう工夫することが望まれる。</p> <p>また、県が運営開始したWebサイトである「施設予約サービス」と施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が容易にできるようになることが望まれる</p>	<p>施設の特徴や競技の特性・魅力等を掲載することにより、初めてホームページを閲覧する方でも興味をもってもらえるよう充実させた。また、イベント情報やお知らせなどの情報を掲載し、見やすいサイトとなるよう工夫している。 【スポーツ課】</p> <p>Webサイトへの掲載内容、レイアウトについて検討する。 【文化課】</p> <p>当公園のホームページでは、過去のイベント写真や最新のイベント情報を掲載し、Webサイトの充実を図っている。今後も施設予約サービスとリンクさせ、利用者がより使いやすいホームページづくりに努めていく。 【公営企業課】</p> <p>Webサイトにおいて施設の魅力やイベント情報等を掲載している。今後も利用者がより使いやすいWebサイトづくりに努めていく。 【地域福祉課】</p> <p>県および指定管理者が管理する一部施設についてホームページの改修を行った。 ホームページ未改修の施設についても、指定管理者において順次改修を行う予定である。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
15	意見箱の設置について	意見	14	46	意見箱については、目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。	<p>入口すぐの分かりやすい場所に意見箱を設置しており、利用しやすいよう筆記具・用紙も備え付けた。 【スポーツ課】</p> <p>意見箱、回答用紙や筆記具などを置く適当な場所が屋外にはないため、歴史博物館内への設置を検討する。 【文化課】</p> <p>当公園では、意見箱を事務所の目立つ場所に設置されており、回答用紙や筆記用具も備え付けている。来所者に意見があれば意見箱に記入してもらえよう声かけを行うよう指定管理者に指導した。 【公営企業課】</p> <p>入口付近に意見箱を設置しており、回答用紙や筆記用具も備え付けている。 【地域福祉課】</p> <p>意見箱については、指定管理者において受付付近に移設する、筆記用具類を備え付ける等の対応を行った。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
16	アンケートの実施について	意見	15	48	<p>基本協定書にアンケート実施の取り決めの記載があるにもかかわらず、アンケートを配布して利用者の意見、要望、苦情等を聴取している施設は半数以下であった。また、実施していたとしても、特定のイベントや教室等に参加した人を対象としたアンケートであり、不特定多数の者へアンケートを配布しての実施は行われていなかった。</p> <p>県または指定管理者が実施する利用者の満足度を調査するためのアンケートは、受け身的な形でのものではなく、アンケートを配布して行うなどの積極的な形での実施が本来の趣旨からすると適切と考える。</p> <p>また、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、まとめて整理して管理していない施設も多くあるが、ぜひまとめて整理し保管して情報共有を図ることが望まれる。</p>	<p>イベントや体験教室の開催時や施設見学時にアンケート調査の声かけを行っており、回答があった場合には、良かった点や改善すべき点を確認し、施設運営に役立てている。</p> <p>【スポーツ課】</p>
						<p>幾久公園単独のアンケート実施ではなく、歴史博物館の来館者向けアンケートに公園利用者対象向けの内容を追加し、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、整理して情報共有を図ることを検討する。</p> <p>【文化課】</p>
						<p>当公園では、イベントや教室毎にアンケートを実施し、良かった点や改善すべき点を確認している。今後は、不特定多数の意見がもらえるアンケート調査も検討するよう指定管理者に指導した。</p> <p>【公営企業課】</p>
						<p>イベントや教室の開催時等にアンケート調査を実施し、施設運営に役立てている。</p> <p>【地域福祉課】</p>
					<p>アンケート等の実施を行っていなかった施設については、指定管理者に対し、アンケートを作成し、全利用者への声掛けを行いながら配布する等積極的な意見収集に努めるよう指導した。</p> <p>収集した意見については、整理・情報共有を行い、運営改善につながるよう活用していく。一部施設については令和6年度から実施予定である。</p> <p>【都市計画課】</p>	

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
17	アンケートの実施対象について	意見	16	48	アンケートの実施対象者は、施設利用者に対してだけでなく、利用者以外を対象に実施することも、潜在的利用者を増やすためにも実施することが望まれる。常連の利用者だけといった一部の人だけに依頼するやり方だと意見が偏る可能性がある。また、潜在的な利用者の要望を聞くことは、リピーター以外の新たな利用者を増やすことが期待できる。県または指定管理者は、できるだけ多く人の意見が反映されるような方法でアンケートを実施することが望ましい。	<p>施設利用者だけでなく、近傍の集客施設や類似施設でもアンケートを実施できないか検討するよう指定管理者に指導した。施設によっては、HPにも施設利用に関するアンケートを掲載している。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ課】</p> <p>幾久公園単独のアンケート実施ではなく、歴史博物館の来館者向けアンケートに公園利用者向けの内容を追加する方向で、アンケートの実施を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化課】</p> <p>当公園では、イベントや教室毎にアンケートを実施し、良かった点や改善すべき点を確認している。今後は、来園者だけでなく、近傍の集客施設や類似施設でもアンケートを実施できないか検討するよう指定管理者に指導した。</p> <p style="text-align: right;">【公営企業課】</p> <p>多くの意見を収集するため、SNSを活用したアンケートを実施した。</p> <p style="text-align: right;">【地域福祉課】</p> <p>アンケート実施済みの施設については全利用者を対象とし、受付の際に声掛けを行う等改めた。また、指定管理者において所在自治体の住民アンケートで設問を設ける等、幅広く意見収集を行うように努めている。</p> <p style="text-align: right;">【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
18	SNS等を利用した情報発信について	意見	17	49	<p>今日、SNS等を利用する者が多く存在しており、SNS等を利用して施設の情報を流すことで、施設の存在や魅力を伝えることができ、利用者を増加させる効果があると考え。また、チラシや会報誌を発行し配ることも同様に情報発信として有用と考える。特にイベント情報等を流すことで、こういったことが今ここでできるんだということが分かるとそこに行ってみようと思う人が出てくるため、県または指定管理者は、そのきっかけ作りを行うことが望まれる。</p>	<p>はぴりゅう公式X（旧ツイッター）等において、各施設の案内を検討しており、情報発信の充実を図っていく。 【スポーツ課】</p> <p>SNS等を利用して公園の情報を流すことで、公園の存在や魅力を伝えていく。また、チラシを配ることも検討する。 【文化課】</p> <p>当公園では、ホームページやSNSによるイベント等の情報発信だけでなく、開催したイベント等の活動状況を記載した季刊誌の発行や、パンフレットを定期更新し、近隣の集客施設に配布している。また地元広報誌や地元のケーブルテレビにイベントの告知を投込みし、取材していただいている。 今後とも、さらなる情報発信の充実について検討していく。 【公営企業課】</p> <p>WebサイトやSNS、チラシ等により施設・イベント情報の発信を行っている。 【地域福祉課】</p> <p>各公園の所在自治体および施設ホームページでイベントの告知を行うほか、公式SNSを利用した情報発信に努めることにより、イベント情報等が住民に積極的に告知されるようにした。 なお、幼児や高齢者向けのスポーツ教室等を実施している施設については、対象者向けにチラシの作成・配布も行われている。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
19	インターネット上の口コミの活用について	意見	18	49	<p>今日、インターネット上には、さまざまな口コミ情報が流れている。インターネット上の口コミ情報は、忖度等なく、素直な意見や評価が記載されているものが多い。特に苦情や不満は普段接している施設の職員にはなかなか直接言いにくいですが、インターネット上の口コミにはそういった情報も多く記載されており、情報の宝庫とも言える。そのため、インターネット上の口コミ情報は、有益な情報源として、県または指定管理者は、定期的にチェックして、それを施設の運営に役立ててほしい。</p>	<p>インターネットやSNSの利用者の書き込み等を定期的にチェックすることとし、改善等を管理運営に反映する体制とした。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ課】</p> <p>定期的（週1回）にインターネットを確認し、施設管理に利用していくこととした。</p> <p style="text-align: right;">【文化課】</p> <p>インターネットの口コミ情報を定期的にチェックし、施設の運営に反映できないか確認するよう指定管理者に指導した。</p> <p style="text-align: right;">【公営企業課】</p> <p>施設の運営に役立てるため、インターネット上の口コミ情報を定期的にチェックすることとした。</p> <p style="text-align: right;">【地域福祉課】</p> <p>県・指定管理者ともに定期的にインターネット上の評価確認を行い、施設内の環境整備等、管理の参考としているほか、必要に応じて予算措置を行うこととし、利用者ニーズへの対応に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
20	イベントの実施推進について	意見	19	50	<p>イベントの実施は、施設の利用者を増やす効果が大きいと考える。そのため、県または指定管理者は、積極的に自らイベントを企画して、利用者増加を図っていくことも検討してほしい。また、施設においてイベントを実施できることもPRし、外部の者によって、イベントを実施してもらうことも検討してもらいたい。</p>	<p>指定管理者には競技会や体験会などのイベントを定期的実施するよう指導している。市内の保育・教育機関などに体験教室のPRチラシを配布するなど利用者増加を目指して広報活動に力を入れている施設もある。 【スポーツ課】</p> <p>現状維持が精一杯であり、新たなイベントの企画、実施については人員的にも予算的にも困難であるが、歴史博物館の関連イベントとして実施可能か検討していく。 【文化課】</p> <p>指定管理者は令和4年度に6回のイベントを実施するなど、積極的なイベントの実施に努めている。今年度、当施設は指定管理者の再指定にあたり、募集要項には各種イベントの誘致に努めるよう記載した。 【公営企業課】</p> <p>指定管理者は、競技団体等との連携も含めてイベントを実施している。 【地域福祉課】</p> <p>各種スポーツ大会での利用の他、一部施設ではスポーツ教室・講座の誘致を行っている。 また、イベントの会場としての利用について、会場提供の案内周知に努めており、引き続き、指定管理者とともに利用者増加につながるイベントに利用いただけるように周知に取り組んでいく。 【都市計画課】</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
21	ふるさと納税やクラウドファンディングを利用した資金確保について	意見	20	51	スポーツ施設の整備・改修や必要な備品の整備、イベントの実施にはお金がかかり、厳しい財政事情の中、多くのスポーツ施設やスポーツ団体においては、資金の確保は共通の悩み事項であると思われる。現在においては、制度として、ふるさと納税やクラウドファンディングが存在し、それを利用することで、スポーツ施設の整備・改修や必要な備品の整備、イベントの実施の助けになると考えられるため、それら制度を利用してほしい。	施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。 利用者の増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。 【スポーツ課】
						施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。 利用者の増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。 【文化課】
						ふるさと納税制度は県事業の広報的な面が強く、施設の整備・改修等を目的に利用することは制度の目的に沿うものではないため、難しいと考えている。 【公営企業課】
						施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。 利用者の増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。 【地域福祉課】
						施設の維持管理に係る費用については、施設管理者の責務において確保すべき費用であると考えている。 利用者の増加につながる新たな施設の整備やイベント実施などに取り組む際は、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討する。 【都市計画課】

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県福井運動公園【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
22	利用料金の減免・免除手続について	指摘	2	67	福井運動公園のテニスコートにおいては、年間利用券があり、料金表によれば一人当たり6,820円となっているが、某高校の男子テニス部については、テニス部全体で6,820円で利用しており、料金規定と異なる対応が行なわれていた。実態としては、減免により利用料金が減額となったとのことであった。県は、減免により利用料金を減額するのであれば、減免申請書を提出してもらい、承認する形で行う必要がある。	テニスコート改修前は使用料が低額であったため、一人につき徴収していたが、国体改修後の料金改正により高額となり、高校生の部活動利用に支障をきたすため、教育上の観点から、校長から部活動のための利用という文書の提出をもって詮議により人数分の減免の措置をとった。福井県都市公園条例の別表第2のテニスコートの算定基礎の記述において、「一面一人一年につき」の部分で、「一面一年につき」に改正することにより、人単位ではなく、面単位での金額設定とする。
23	利用者数の管理について	指摘	3	68	陸上競技場の利用人数調べを閲覧したが、2022年2月28日および3月28日については、利用者がいたものの、利用者の記録が1日分漏れていた。県は、利用者数の管理の上でも記録漏れが発生しないようなチェック体制を整備し運用すべきである。	複数人が関与し、毎月、記録漏れがないかのチェックを行っている。今後は、各施設からの日誌をシステム化し、さらに正確に集計作業を行うこととする。
24	利用者データの活用について	意見	21	68	利用者の分析については、運動施設別の利用者人数程度の分析を行っているのみで、多角的な分析を行っていない。スポーツの一層の振興を図る観点からすると、どの側面から推進活動を行うことが効果的かを認識する必要がある。現在、曜日別分析や学生／一般分析が主であるところ、これを例えば、男女比、年齢別等の属性別などや、天候による影響、周辺状況やイベントの影響などを組み合わせて分析することにより、より多角的な側面から利用実態を理解でき、スポーツ振興のための次の一手を打つための重要な情報となりうるものと考えられる。県は、利用者に関する多様なデータを有効活用することにより、利用促進を図ることが望まれる。	園内6施設の日々の利用状況については、利用人数のみならず、毎日の天候や気温等の情報も収集する体制に改めており、多角的な観点から利用促進に繋がるようなデータの活用に取り組んでいる。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
25	会議室の利用率の向上について	意見	22	71	<p>会議室があるが、現状、一般には開放しておらず、施設利用者やスポーツ関係者にのみ解放しているとのことである。県は、会議室の利用者を施設利用者等に限らず、一般の方にも開放し、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	<p>現在はスポーツ関係者のみではなく、広く一般に会議室を開放している。施設予約サービスにより空き状況なども確認できるため、利用者が増加している。</p>
26	意見箱の設置場所について	意見	23	71	<p>意見収集手段を確認したところ、利用者の意見を募るために管理事務所の前に意見箱を1つ設置しているものの、意見箱の明示が不明確であり、設置場所も道路上にあり、とても目立ちにくく、基本的に自動車で移動することを考えると気づかれることがないような場所に設置されていた。また、外観がポストに見え、意見箱の表記も消えており、過去にも誤って郵便物が入っていたこともあったとのこと非常に分かりにくい状況にあった。加えて、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていないため、利用が期待しにくい状況となっている。幅広く意見を収集するために、県は、利用者が目の届く所に設置するとともに、外観も意見箱と分かるように設定すべきであり、加えて、意見箱の存在を周知し、投稿したいと考えている人が気軽に意見を投稿しやすいように分かりやすくする必要がある。特に、福井運動公園に対して一番貢献してくれるであろう利用者の意見は貴重であり、各利用者の行動を考慮すると、現状、管理事務所の前だけに設置されている意見箱1つでは十分でなく、それぞれの運動施設にも意見箱を用紙や筆記用具とともに設置し、幅広く意見を募れる体制を整備すべきと考えられる。</p>	<p>各施設の受付にご意見箱、用紙、筆記用具を設置した。要望に対して、回答を求められた件については、回答済みである。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
27	利用促進への取り組みについて	意見	24	71	施設管理者へのヒアリングによると、1県民1スポーツ普及事業として、指導者の養成、働き盛り世代等へのスポーツ体験会の提供など、スポーツに親しむ県民の増加により施設利用促進を図っているとのことである。しかし、ヒアリングからの印象では、施設管理者としては、過去より継続して利用されているスポーツ協会に加盟している各種団体との日程調整やそれら団体からの改善要望等に対する対応や、施設管理を徹底し、利用者へ安心・安全を提供すればよいという風潮が見受けられ、施設の利用促進については、利用者自身や各種スポーツ団体に依存している側面が強いと感じた。福井県としてスポーツの振興・普及を目標として掲げているのであれば、県は、一般の利用客による施設利用を増加させる取り組みをより一層、能動的に計画し実行していくことが望まれる。	1県民1スポーツ普及事業として、指導者の養成、派遣、働き盛り世代等へのスポーツ体験会の提供など、積極的に一般企業や学校等に働きかけてスポーツに親しむ県民を増やし、施設利用促進を図っている。
28	夜間照明設備について	意見	25	73	野球場や陸上競技場においては、夜間照明設備が付いているものの、全照明を点灯して利用するのは年間数日くらいである。ただし、電気料金の支払いは、高圧電力契約によっており、全照明を点灯する使用電力量がピークとなる日の最大需要電力に合わせて年間契約を結んでおり、年間を通すと割高な料金設定になってしまっている。1年間を通じて、ほぼ平均的に電力を使うことができれば問題ないものの年間稼働日数が少ないのであれば、県は、使用料の多い日については、電源車をレンタルしてまかなうなどし、少しでも電気料金を削減する工夫をコスト計算を行なったうえで、検討してもらいたい。また、高圧契約のものについて、日常的に使用する設備と臨時で使用する設備に契約を分け、前者については低圧契約、後者については、発電機を借りるなどして電気料金の削減も可能と考える。その他、それぞれの電気機器の電気使用量のピークがずれるよう電源を入れる等の工夫を行うなどし、少しでも電気料金を削減することが望まれる。	電源車による照明の点灯は、設備の仕様上不可能であるが、使用電気量を分析した上で、少しでも電気料金を削減するために、基本料金の契約W数を1,100kwから980kwに減量・変更した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
29	案内表示看板について	意見	26	73	屋内休憩所について、新型コロナウイルス感染症対策のため入口が開かれた状態にあったため、扉付近に貼ってある授乳室の案内表示看板が見えなくなっていた。利用者の利便性を考え、県は、案内表示看板は見える位置に掲示されておくよう改善が必要である。	案内表示看板について、利用者から見える位置に付け替えた。
30	施設の快適性について	意見	27	73	公園全体として木が多く、子ども連れにとっては死角になる場所が多いように感じる。県は、より開けた公園になるよう景観の改善を検討していただきたい。	景観上・防犯上の観点から、日々、業者委託による植木の選定作業を行っている。また、危険箇所がないか、施設職員が公園の隅々を巡回するようにしている。なお、高い木については、今後低く伐採していく。
31	備品台帳からの消去漏れについて	指摘	4	74	CD、MDデッキ（SONY MXD-D100 55,440円）については、平成27年度に備品自体を廃棄し現物が存在していなかったが、備品台帳上は残っており、台帳上、消去するのを失念している状況であった。県は、台帳と現物の不一致が生じないような管理の仕方を整備するなど備品の管理を適切に行っていく必要がある。	当該備品については廃棄手続き済みである。今後とも適切な備品管理に努める。
32	備品の現物確認について	指摘	5	74	備品の現物確認状況を確認したところ、体育館において大きな大会が開催される前にその大会に合わせて備品等を確認している以外には、内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施している程度で、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないとのことであった。 備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。	監査前の確認だけではなく、施設ごとに時期を決めて確認作業を行うこととした。
33	使用していない備品について	指摘	6	74	長期間使用されておらず、今後も使用の見込がない備品が倉庫に保管されていた。県は、今後、使用しない、もしくは、使用できない備品については現物を廃棄する必要がある。	今後使用見込みのない備品については、業者に依頼して廃棄を実施した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
34	備品の数量管理について	意見	28	75	例えば、物品番号16005755のファール回数表示は、備品台帳に現在数量は1つと記載されているが、現物は2つあった。 記載数量と現物数量の差異は、競技ごとに必要な数量を1つとしているとのことだった。競技ごとに必要な数量を1つと備品台帳に記載すると、現物2つのうち1つを廃棄した場合、備品台帳の数量が実態と差異が生じたりする可能性がある。県は、備品数量が容易に把握できるように、備品台帳には、実際の現物数量で記載するか、もしくは、複数の備品を1つとして記載するのであれば、備品現物に(1/2) (2/2)等の番号をつけるとともに、備品台帳の備考欄に実際の数量情報を記載する等実際の数量が分かるように備品管理を行っていくほうがよいと考える。	登録済みの備品については、システム上修正できないため、複数ある備品の一部を廃棄する際は、残った数の分を新規で登録する対応をとり、実際の数量と備品台帳記載数に差異が生じないように対応している。
35	使用できない備品の管理について	意見	29	75	故障中で稼働できない備品が他の備品と同じ場所に置かれている。 県は、故障中で稼働できないものについては、正常に稼働しているものとは区別して分かるように管理すべきである。また、故障したものについては、適時適切に修繕を行っていく必要がある。	故障している備品については適宜修繕を行って使用している。修繕しても稼働できないものについては廃棄手続きを行っている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
36	備品の保管場所の管理について	意見	30	75	<p>備品の現物確認を実施したところ、備品台帳に保管場所（施設）の記載欄がなく、どの場所にあるかなかなか分からないものがあった。また、1つの運動施設（ロケーション）で確認された現物の数量が備品台帳と合わないケースが発見された。他の複数の運動施設（ロケーション）にある現物の数量を合算すると、備品台帳上の数量となるものの、その現物が現状どこに存在しているかが明示されている状態ではなく、この状態では、現物の所在が即座に判明せず、盗難、紛失、他者への貸出しが放置されるおそれがある。したがって、県は、現物の一元管理および移動管理を行い、現物の所在を明らかにする管理体制が望まれる。</p> <p>例えば、管理方法として、備品台帳に保管場所を記載し把握できるようにするとともに、各施設で共通して使用している備品等の管理についてはパソコンから現時点における保管場所を容易に分かるようにするといった工夫が考えられる。また、備品ごとに基本的保管場所を決めて、備品自体に保管場所がわかるようなシールを貼り付けると良いのではないかと考える。その際、シールは保管場所ごとに色分けしたり、保管場所のNo.を記載すると管理が容易になるのではと思われる。</p>	定期的に施設ごとに備品台帳と現物の確認をし、写真とともに保存し、台帳リストに保管場所を登録している。移動があればその都度更新する作業を行っている。
37	備品の借用管理について	意見	31	75	<p>利用者による備品の借用に関しては、借用書をとっているものの、その返却については日報にメモされるのみで、借用事実と紐づけて管理が行われていない。備品はあくまでも県の財産であり、借用は県の財産が手許を離れている事実を鑑みると、その返却を受けることまでが重要な現物管理である。したがって、県は、借用書を一元管理し、借用書上で返却証跡を残すなど、借用事実が適切に管理できるような体制を整備することが望まれる。</p>	貸出の日の2週間前までに借用書を記入してもらい、決裁後、備品を有する施設担当者にコピーを渡す。貸し出す際は、施設担当者が立ち会って貸し出す。また、返却時は借用書のコピーに、施設担当者の返却済みの確認印、またはサインと日付を記入する。こうした体制に変更し対応している。
38	美術品の管理について	意見	32	76	<p>管理棟1階の階段前にブロンズの彫刻像が無造作に置かれており、高価な美術品が人目に触れない状態となっている。県は、当該ブロンズの彫刻像について、他の施設での設置も含め、適切な配置場所を検討していただきたい。</p>	県立美術館、博物館で展示できないか打診したが、スペースの問題などで断られたため、園内他スペースでの展示を検討している。今後、より多くの来場者の目に触れるよう検討を進めていく。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立武道館【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
39	スポーツ保険料の管理について	意見	33	82	<p>武道学園の講師および受講者が加入するスポーツ保険について、その保険料について、講師分は公費負担、受講者分は私費負担となっているが、これら保険料が私人口座に合算され、そこから保険料が支払われる仕組みとなっている。なお、この私人口座には、現在、不明残高がある状態となっている。県の管理から外れた形での口座があることは適切でないと考え。</p> <p>また、公費と私費を合算して管理している現在の体制については、資金を明確に管理できていない状態であり、これが県の簿外の私人口座にて行われていることについても、資金管理が不透明になるおそれがある。また、この私人口座には不明残高があり、この内容も明確にできていないことから、資金管理が十分にできていないことがうかがえる。</p> <p>したがって、県は、武道学園のスポーツ保険に関する保険料の資金の流れを明確にし、適切な管理が行えるよう整備されたい。</p>	令和5年度から、講師と受講生の保険料について、公費（講師分）と私費（受講生分）の区分を明確にするため、公費（講師分）は口座振替で、私費（受講生分）はコンビニ払いで別々に支払うこととしている。
40	利用者データの活用について	意見	34	82	<p>利用者の分析状況を確認したところ、武道に関わる人口調査は実施されおり、データを保有している。しかし、その情報をもとに県立武道館としてスポーツ振興につながる働きかけには活用しておらず、調査しているだけの状況となっている。</p> <p>県は、利用者データについて、多角的な側面から分析を行い、効果的な普及活動に活用できるようにすることが望まれる。</p>	県内各地域別の武道団体数や武道愛好者数等の活動データをもとに、活動があまり盛んではない地域について、武道の普及振興をどのようにしていくか、各武道団体と協力して武道志願者の掘り起こしを図っている。
41	会議室の利用率の向上について	意見	35	84	<p>会議室があり、現状、一般の方も利用できるようになっているが、実質、利用者のほとんどは、教育関係者のみとのことである。県は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	武道館ホームページでの案内に加え、令和5年度からは施設予約システムを導入し、誰でも会議室の空き情報確認や予約をWebでいつでも簡単にできるようにしている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
42	Webサイトのリンク切れ等について	意見	36	84	<p>当施設のWebサイト上の「福井県公立武道館協議会加盟施設一覧表」や一部のページからの「武道館のトップページへ」は、クリックすると、「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。</p> <p>県は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>また、当施設のWebサイト上、《福井県内 公共施設》として、福井県広域スポーツセンター、エンゼルランドふくい、ふくい健康の森、テクノポート福井総合公園の4つだけをリンクしている状況にあった。他方、福井運動公園など他の県のスポーツ施設をリンクしていない上に、スポーツ施設でないエンゼルランドふくいをリンクしているなどリンクの基準が不明であった。</p> <p>デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、県は、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。</p>	<p>ホームページについては、未更新情報がないか、リンク切れ項目が発生していないか等を定期的に確認し、適切な運用管理を行うようにしている。また、令和5年度からは施設予約システムにより、県や市町の体育、文化ほか各種公共施設について、最新情報が相互に確認できるようになったため、当武道館のホームページ等のWebサイト上からは他の公共施設へのリンクは削除した。</p>
43	普及活動への取組みについて	意見	37	85	<p>武道館として、前期・後期の武道教室の開催および開催前の武道体験教室を年2回開催しており、また、これに先立ち、ポスターやチラシを県内学校や市役所に配布しているものの、競技普及は、基本的に各種団体に任せているところがある。武道館も各種団体と異なるルートや得意な方法により普及活動を行うことが望まれる。</p>	<p>武道館では前期・後期の武道教室の開催前に、各武道の体験教室を年2回開催しているが、令和5年度からは各期とも複数の武道教室の体験ができるようにし、体験機会を増やす等の普及活動を行っている。</p>
44	出張ベースでの武道教室の推進について	意見	38	85	<p>武道館は、出張ベースでの武道教室を行う制度を設けているとのことであるが、そういった県内における武道に接する機会の均等を図るための取組みを積極的に実施することが望まれる。また、出張ベースでの武道教室を行っていることがWebサイトに記載されていないので、そういった制度があることをWebサイトにおいて案内することが望まれる。</p>	<p>県内の中学校や高等学校から武道の部活動および授業の指導要請があれば、当武道館または当該校において、当館職員が専門的な見地から安全で充実した武道指導を行い、武道の普及振興を図っている。こうした活動については、武道館ホームページでも案内している。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ 内容		
45	施設の老朽化について	意見	39	86	施設の老朽化・陳腐化状況を確認したところ、施設の躯体は比較的しっかりしているものの、建設から30年以上が経っていることもあり、施設壁面にひびが入っていたり、天井に雨漏りの跡があるところが散見された。また、弓道場の射場については、競技に影響はないものの、地盤沈下の影響もあり施設建屋の床が一部傾いているところがあった。利用者へ安心・安全な施設を提供するためにも、県は、随時適切な修繕等を行い、施設の維持に努められたい。	消防設備、給排水設備、空調設備等の建築設備の修繕については、施設利用者に対する危険性や影響度の高いものから随時着手している。
46	備品の現物確認について	指摘	7	87	内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施しているくらいで、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないとのことであった。備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。	備品台帳から設置場所毎の備品一覧表を新たに作成し、それをもとに備品現物の有無および使用の可否を確認し、存在しないものや使用できないものは廃棄処分手続きを行っている。また、備品シールの破損等を確認した場合は、速やかに新しいものに貼り替えている。
47	ブラウン管テレビの管理について	意見	40	87	合宿所内に古いブラウン管テレビが置いてあり、地デジチューナーを介して地上デジタル放送を視聴することができるような形になっていた。当該テレビに付いていた手順マニュアルに従って、地上デジタル放送を視聴できるか確認してみたが、視聴することができなかった。県は、テレビとして使用するのであればいつでも使えるようにしておく必要がある。もし、テレビとして使用できなくなっているのであれば、当該ブラウン管テレビは廃棄すべきである。	視聴することができなかった原因は、テレビではなく地デジチューナーの故障であったため、同機を交換し視聴できるように対応した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆幾久公園【文化課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
48	委託料の帰属・配分方法について	意見	41	93	<p>令和3年度において、施設管理業務の委託料を確認したところ、当初予算は、歴史博物館と幾久公園について当該委託料を割り振って見積りを行っている。しかし、入札の結果、当初予算の範囲内に委託料が収まったため、当初予算の割合などによって契約された委託料を割り振るのではなく、歴史博物館側の判断で委託料全額を歴史博物館のみに割り振って収支管理を行っている。したがって、幾久公園自体は委託料ゼロで施設管理業務を委託する状況となっている。</p> <p>この状況は、幾久公園側に必要な管理支出が発生しないような誤解を招き、幾久公園の実態をゆがめて今後の管理方針にも影響をもたらすと考えられるため、県は、一体契約の場合は合理的な基準で支出を振り分け、収支実態を適切に認識すべきである。</p>	令和5年度以降の契約においては、歴史博物館、幾久公園で適切に執行額を振り分けることとした。
49	公園内の据え付け灰皿について	意見	42	93	<p>公園の現場視察を実施したところ、公園内ベンチのそばに多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。</p> <p>望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。</p>	令和4年度中に、公園内の灰皿を全て撤去した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
50	公園内の樹木管理について	意見	43	93	<p>公園全体として、樹木が多いため、この管理のための委託料も多額に発生している。樹木から発生する落ち葉が大量であり、これが通路をふさいだり、点字ブロックを不明瞭にしたりと弊害が発生している。さらに、樹木の根により、通路のアスファルトがはがれたり、ひび割れたり、凹凸ができたりしてる場所も散見された。</p> <p>なお、落ち葉問題については、公園利用者の善意による落ち葉拾い活動により、一定程度解消されている側面もあるが、根本的な解決ではないと思われる。</p> <p>将来まで多額の委託料をかけて樹木を管理し続け、樹木による敷地破損を修繕し続け、利用者の善意に頼り続けるのも限界があると考えられることから、県は、樹木の管理については、例えば、樹木数を管理可能なレベルまで間引くなど、根本的な問題解決を図る必要があると考える。</p>	<p>植栽管理委託業者に、敷地全体の樹木の状態確認を依頼し、敷地東側の一部の危険木の伐採、枝打ち、剪定を実施した。なお、今後とも予算の執行状況を勘案して、実施していく予定である。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆臨海中央公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
51	利用料金の預け入れについて	指摘	8	98	臨海中央公園有料公園施設使用料徴収事務委託契約書の第4条2項上、収入した現金が1万円に達するまでは5日以内（土日祝日含む）に預け入れることができるとなっているが、一部の預け入れが5日以内に実施されていなかった。県は、内部統制を適切に整備・運用し、そういったことが発生しないようにすべきである。	当該不備の発覚時に委託業者に対して説明・指導を行うとともに、臨海中央公園を管理する福井港湾事務所として引き継ぐようにした。 今後も委託業者への適切な説明を徹底することで再発防止に努めていく。
52	樹木の管理について	意見	44	100	施設の樹木が生い茂り、建物の屋根にかかっている状態になっていた。県は、建物が傷まないように早期に伐採する必要がある。	令和4年度に臨海中央公園の建物管理に影響のある樹木は伐採した。今後も施設管理状況に応じて適切に対応を行っていく。
53	放置自転車の廃棄について	意見	45	101	公園の現場視察を実施したところ、敷地内に放置自転車が捨てられていた。県は、当該放置自転車について早期に廃棄すべきである。	令和5年度中に対応予定である。
54	公園内の据え付け灰皿について	意見	46	101	公園の現場視察を実施したところ、多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。 望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。	令和5年度中に対応予定である。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立馬術競技場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
55	自主事業の利用料金の承認について	指摘	9	110	<p>自主事業については、基本協定書上、自主事業は県の承認を受けて行うこととなっている。事業計画書を確認したところ、事業計画書において、乗馬体験およびお試し乗馬レッスンの利用金額が記載されておらず、結果的に利用料金については計画承認を受けていない形になっていた。</p> <p>基本協定書への遵守性を考慮すると、指定管理者は、乗馬体験およびお試し乗馬レッスンの利用料金についても明記し、県から承認を受けた状態で実施する必要がある。</p>	令和5年度の事業計画書において、自主事業の利用料金を明記するよう指導し、承認したうえで事業を実施した。
56	事業報告書の提出期限について	指摘	10	111	<p>事業報告書の提出状況を確認したところ、基本協定書では、事業報告書を、毎年度終了後30日以内に提出しなければならないことになっているが、実際に事業報告書が提出されたのは令和4年5月16日となっていた。</p> <p>実務上、令和3年度の事業は令和4年3月31日をもって実績が確定し、その後、指定管理者における決算確定および実績のとりまとめが行われたうえで、報告書として提出されるため、その作業に時間を要してしまう状況も理解できる。</p> <p>しかし、基本協定書に定められた事項を遵守するのが協定書を定めた意味であることから、県と指定管理者は、実務側の迅速化を図って期限を遵守するか、どうしても期限遵守が困難である場合は、双方合意のもと、期限に関する取り決めを合理的な範囲で設定し、基本契約書を遵守した事業運営を執り行うようにすべきである。</p>	令和4年度の事業報告書については、期限を遵守し令和5年4月25日に提出された。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
57	基本協定書における管理 物件一覧の記載誤りにつ いて	指摘	11	111	<p>基本協定書の内容を精査したところ、馬術競技場の管理物件一覧の面積および数の表記が正確でないものが発見された。具体的には、管理物件一覧の中の「外来厩舎」に係る記載で、下記のとおりであった。</p> <p>基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。</p>	<p>基本協定書に記載の「外来厩舎」について、面積および数の表記誤りの訂正を行った。</p> <p>今後、基本協定書等の作成の際には、遺漏のないようダブルチェック等の強化を図る。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立ライフル射撃場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
58	施設使用の合意について	意見	47	115	指定管理者である福井県ライフル射撃協会の住所が、福井県立ライフル射撃場の住所となっているが、県と指定管理者との間で指定管理者の住所を福井県立ライフル射撃場に置くことの合意が得られている形跡が見受けられなかった。 指定管理者といえども県所有の施設に住所を置く場合には、県より合意を得ることが必要であると考えられる。そのため、指定管理者は、その住所地を県所有の施設に置くのであれば、県の承認を取っていただきたい。	令和5年度の事業計画書について、福井県ライフル射撃協会の住所を福井県立ライフル射撃場の所在地とする旨、記載するよう指導し承認を行った。
59	利用料金の案内について	意見	48	117	福井県ライフル射撃協会のWebサイト上で、当協会が指定管理者として管理している福井県立ライフル射撃場の概要が記載されているページがあるが、利用料金の記載が行なわれていない。そのため、利用料金を把握するためには、電話で指定管理者に問い合わせるか、もしくは、福井県のWebサイトより利用料金を検索して把握するしかない。 今日、Webサイト上で情報を収集する人が多くなっており、施設の使用を検討している利用者の利便性を高めるためにも、指定管理者は、施設のWebサイト上に利用料金について記載するなど、施設利用者にとって分かりやすく情報を提供する必要があると考える。	福井県ライフル射撃協会のホームページにおいて、利用料金について明記し周知を図った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
60	減免手続について	指摘	12	117	<p>指定管理者は、一部の利用者に対して利用料金の減免を行っている。利用料金免除申請書で減免の管理を行っているが、指定管理者が利用料金の全部または一部を免除する場合には、県の承認を得なければならないとされているところ、県の承認を得ていない。</p> <p>部活で利用している高校生やビームライフルクラブの小中学生等の一部の利用者の利用料金について減免を行っている。減免は過去の慣習から行っているものとのことであり、県の承認を受けた減免基準によって行なわれているものではない。</p> <p>指定管理者は、減免により利用料金を減額するのであれば、県に承認してもらう必要がある。</p>	令和5年度の事業計画書について、利用料金の減免基準を明記するよう指導し承認を行った。
61	Webサイト上の施設の表記について	意見	49	119	<p>福井県ライフル射撃協会のWebサイトにおいて、福井県立ライフル射撃場についての紹介ページがあるが、協会が指定管理している旨の記載がない。現状の表記だと福井県立ライフル射撃場は、福井県ライフル射撃協会の所有物と誤解を与えるおそれがある。そのため、指定管理者は、指定管理者が「福井県ライフル射撃協会」であることを表記したほうがよい。</p>	福井県ライフル射撃協会のホームページにおいて、当団体が福井県立ライフル射撃場の指定管理者に選定されている旨の表記を追加した。
62	駐車場の案内図の設置	意見	50	119	<p>福井県立ライフル射撃場を利用する際に使用する駐車場は、通常、管理棟前の駐車場であるが、当施設の案内版が、少し離れた50m射撃場のところにあることから、初めての利用者などは、管理棟前の駐車場とは違う所に誤って誘導されてしまうようになってしまっている。そのため、指定管理者は、管理棟前の駐車場の場所が分かるような案内図を設置することが望まれる。</p>	管理棟前の駐車場の場所が分かるような案内図を設置している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
63	ビームライフル用射座の設置について	意見	51	120	<p>ビームライフルは、銃刀法の規制がないため老若男女を問わず楽しめるのでライフル射撃利用者の底辺拡大に向けてビームライフルの利用者を増加させることが有効と考えられる。そのためにはビームライフル用の射座が設置されることが望まれる。</p> <p>また、指導員の人数も不足しており、現状以上の人数が来場しても対応できない状況にある。ビームライフルを行う者は、ビームライフル会員になる必要があるが、現状、新規会員を断っている状況にあるほどである。</p> <p>将来において、ビームライフル会員が増加したとしても指導員が対応できるような状況になった際には、エアライフル競技の底辺拡大や愛好者拡大を図るためにも、県および指定管理者は、ビームライフル専用の射場を設置するといった施策を検討することが望まれる。</p>	平成30年度の福井国体に向けて、10m射場の整備を行った。当分福井国体のような大規模な大会の開催見通しはなく、県の財政事情を考慮するとビームライフル専用の射場を設置するということは現実的ではない。底辺拡大のための施策として、イベントにライフル射撃のブースを出展する等の対応を図っていく。
64	樹木の管理について	意見	52	121	施設の樹木が生い茂り、的の屋根の上や、建物の屋根の上にかかっている状態になっていた。指定管理者は、的の屋根や建物の屋根が傷まないように早期に伐採するのが望ましい。	生い茂った樹木について、指定管理者が適切に伐採を行った。
65	TVの廃棄について	意見	53	121	現場視察を実施したところ、敷地内に液晶テレビが捨てられていた。不法投棄されたものとのことである。県と指定管理者は協議して当該液晶テレビについては早期に廃棄すべきである。	当課において当該液晶テレビの廃棄を行った。
66	備品の管理について	意見	54	122	<p>50m射撃場に置かれている福井県立ライフル射撃場の管理物件について、県所有の備品と地元の高校および福井県ライフル射撃協会の備品が無造作に置かれており整然と管理されていなかった。</p> <p>整然と管理されていないと、例えば大会等が行われた場合、利用者が無許可で使用したり誤って備品を持ち出したりする可能性もある。そのようなリスクを回避するためにも、指定管理者は、ライフル射撃場の管理物件について整然と管理する必要がある。</p> <p>また、使用できない不要なものがあれば廃棄する必要がある。</p>	地元の高校へ連絡し、射場で保管されている備品の管理を適切に行った。今後も整然と管理していく。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
67	減免金額の報告について	意見	55	130	競技力向上のために必要な国体強化選手は利用料金を減免するなどの対応を行っており、減免した人数は事業報告書において報告されているが、減免された金額の集計報告は実施されていない。本来あるべき収入からどのぐらいが減免されているかについては重要な情報であり、指定管理者は、減免された金額について集計し報告すべきである。	減免金額の実績についても月次報告書で報告するよう是正した。
68	Webサイトのリンク切れについて	意見	56	132	Webサイトのリンク先のうち、福井県関連のリンク先（福井県、福井県交流文化体育スポーツ課、福井県教育庁保健体育課）についてアドレスが最新のものとなっていないため、リンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。 指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。 また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。	Webサイトのリンク先について、各リンク先のアドレスを最新のものに更新するよう是正した。今後、Webサイトの管理を適切に行い、リンク切れが発生していないか随時確認することとする。
69	回数券や定期料金の設定について	意見	57	132	令和4年度のアンケートでは、利用料金についての意見を受けている。利用者にとっての利便性向上のためにも、指定管理者は、民間施設では設定がある回数券や定期料金などの導入を検討することが望まれる。	回数券や定期料金等を導入することにより、アーチェリー・クライミングセンターの収入減少が想定されるため、現実的ではない。利便性向上のための他の施策で利用者拡大を図っていく。
70	LED照明の積極的な導入について	意見	58	133	照明器具として水銀灯を利用している。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。	現時点で、管理運営上支障が生じていないと認識しているが、寿命到来時期を見据え、計画的に取り換えを検討する必要がある。他施設の修繕案件の優先度を考慮したうえで、予算要求を行っていく。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
71	廃棄物について	指摘	13	133	アーチェリーセンターでは、的の一部として使用する量について大量の廃棄物が生じるが施設内に放置されていた。また、福井県の所有物ではないが、テレビやショーケースなど協議会が利用していたものの壊れて使っていないものについても廃棄されずに放置されていた。指定管理者は、適切に廃棄することが必要である。	指定管理者において適切な廃棄を実施した。
72	備品の現物確認について	指摘	14	134	指定管理者は、所有する現存の備品に対して定期的な現物確認を実施していない。備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、指定管理者は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎるなどの場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。	アーチェリー・クライミングセンター内のすべての備品について、現物確認を行った。なお、定期的な確認を行うため、今後は毎年度4月に現物確認を実施することとする。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立クレール射撃場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
73	指定管理者交代時の引継ぎについて	指摘	15	140	令和3年4月より指定管理者の変更が行われ、福井県クレール射撃協会となった。前任の指定管理者との引継ぎの際に電気水道の引継ぎがうまく行われずに電気水道が止められるといった事態が発生した。また、スキートプールの放出機は、調整が必要な状態であった。 指定管理者の引継ぎがきちんに行われないと、施設設備の維持保安全管理や管理運営をスムーズに行うことができず、利用者の利用に支障をきたすなど不測の事態に陥りかねない。今後、指定管理者の交代があるときは、指定管理者のみならず福井県としても管理業務の引継ぎを密に行う必要がある。その際、チェックリストを使用して引継ぎを確実にできる体制を構築するのがよいと考える。	施設の設備、備品の特徴を記したマニュアルを作成し、指定管理者の交代が生じて、適切かつ円滑に引継ぎができるような体制を整えた。
74	自動販売機手数料収入の計上漏れについて	指摘	16	141	令和3年10月分以降の分に係る自動販売機に係る手数料収入について、施設の職員が誤って福利厚生用の財布に入れてしまったため、収入に係る会計処理が漏れてしまっていた。 指定管理者は、自動販売機に係る手数料収入に係る現金の管理を適切に行えるようなチェック体制を設けるとともに、その計上漏れが発生しないようなチェック体制を設ける必要がある。	令和4年度以降、チェック体制の見直しを図り、計上漏れが発生しないようダブルチェック体制で現金管理を行うなどの対策を講じた。
75	射場使用料収入計上額の誤りについて	指摘	17	142	令和3年度において、射場使用料収入の計上誤りが発生しており、令和4年度において訂正を行っていた。 令和3年度の経理担当者が経理処理を誤ってしまい、決算を締める前に退職してしまったこともあり修正されないまま生じてしまったものである。 射場使用料収入は、各科目の中でも最も重要な科目である。指定管理者は、今後、決算を締める前に今一度確認を行う必要がある。	令和4年度以降、計上誤りを発生させないようチェック体制の見直しを図った。3～4ヶ月に1度確認を行うほか、税理士による確認も行っている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
76	射場使用料収入の計上漏れについて	指摘	18	142	<p>令和4年3月にPayPayにより支払われた射場使用料8,950円について、未収入金計上がされていなかったため、射場使用料収入が8,950円分だけ過少計上になっていた。</p> <p>電子マネー決済の場合、施設利用時に入金されるのではなく、後日入金が行われるため注意が必要である。なお、利用人数は加味されていた。</p> <p>指定管理者は、射場使用料収入の計上漏れが発生しないように注意する必要がある。</p>	令和4年度以降、チェック体制の見直しを図り、計上漏れが発生しないようダブルチェック体制で現金管理を行うなどの対策を講じた。電子マネーについても、細心の注意を払って確認を行っている。
77	減免の適用誤りについて	指摘	19	143	<p>令和3年4月から令和3年10月までの期間に、福井県クレール射撃協会の役員のみ一部減免での利用料金の徴収を行っていた。当該減免について県の承認は取られていなかった。</p> <p>利用料金については、条例第十五条第二項により、定める限度額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とし、あらかじめ県の承認を受けなければならないとされている。条例第十七条、規則第六条の規定により利用料金の全部または一部を免除できる場合は下記のとおりであり、協会役員の一部減免は承認されていなかった。</p> <p>一 県がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額</p> <p>二 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額県がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額</p> <p>指定管理者は、条例に従って、減免適用を行っていく必要がある。</p>	令和5年度の事業計画書について、適正な利用料金の減免基準を明記するよう指導し承認を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ 内容		
78	情報の記録・整理・保管について	意見	59	145	<p>利用者の意見・要望・クレーム等は、現場であがれば即時対応が行われるとともに管理者に報告される。また、グループ連絡ツール等を利用して情報の共有が図られる。ただ、それらの情報を整理して保管はしていない。また、指定管理者と所管課のスポーツ課との会議において議事録を作成していない。</p> <p>利用者の意見・要望・クレームや会議などの情報は、記録し整理して保管しておくことで情報の共有化や可視化が図られ理解が深まると考えられるので、指定管理者は、今後、情報を記録し整理して保管しておくことが望まれる。</p>	<p>これまで施設利用者等から重大なクレームを受けたことはないため、特に記録等は必要なかった。今後、利用者等からの意見・要望・クレーム等を受けた際は、その情報を記録・整理し、保管することとする。また、指定管理者と当課との会議の議事録を作成し、共有を図る体制に改めた。</p>
79	Webサイトの表示について	意見	60	146	<p>公式Webサイトを閲覧すると、「READ MORE」という記載があり、クリックすると「只今コンテンツ作成中です。」と表示される。これは、少なくとも令和4年10月の往査時から令和5年の2月まで変わっていない。これでは閲覧する利用者によっては未完成なのではないかとの誤解を与えてしまう可能性もある。</p> <p>「只今コンテンツ作成中です。」と表示されていると、今後何か新しい試みがあるのかと期待してしまう利用者があるかもしれない。近々新しいコンテンツがアップされるのなら別だが、そうでないならば、指定管理者は、「READ MORE」という記載自体を無くすか、「現在新しいコンテンツはありません」といった記載などにして、利用者に誤解を招くおそれのあるWebサイトの表示はなるべく控えたほうがよい。</p>	<p>「READ MORE」の表記を削除し、閲覧者に誤解を招かないよう修正を行った。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
80	シミュレーション設備等の導入について	意見	61	146	シミュレーション設備を備えている射撃場は基本的にないようで、加えて、練習射撃場備付銃（貸与銃）等もあっていれば、銃を保有していない人だけでなく、試し撃ちしたい愛好家も来てくれる可能性がある。また、シミュレーション施設があれば、子供連れも含め、楽しめるのではないかと。また、近くにある恐竜博物館とコラボでやると集客もできるのではないかと。また、中部縦貫自動車道が開通すれば、さらに集客が可能となると考えられることから、それに間に合うように、指定管理者は、それらの導入に努めることが望まれる。	初めての利用者でも体験できるように、クレ射撃競技を疑似体験できるVR機器を導入した。
81	会議室の利用率の向上について	意見	62	146	会議室（研修室）があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。	一般の方も会議室を利用できることについて、利用者等に周知を図った。
82	災害時の対応規程の作成について	指摘	20	148	福井県立クレ射撃場の管理に関する基本協定書第9条によれば、災害時の対応規程を作成し、福井県の承認を得なければならないとされているが、災害時の対応規程が作成されていない。また、危険物を扱っているが、文書化された安全管理マニュアルもない。 先の大雨の災害が記憶に新しいところ、今後も何らかの災害がないとは言い切れない。そのため、指定管理者は、一刻も早く災害時の対応規程を作成し、より一層の安全管理に努める必要がある。また、指定管理者は、安全管理マニュアルを作成し、一定水準以上の安全管理が安定的に確保できる体制にする必要がある。	安全管理マニュアルを作成し、地震や雷等の自然災害への迅速な対応ができるような体制を整えた。
83	事業計画書の目標値の記載について	意見	63	149	令和3年度の事業報告書には、利用大会数について、利用した大会ごとに利用者数を記載しているが、令和3年度の事業計画書には、利用する大会ごとに利用者数目標が記載されていない。指定管理者は、今後、大会の規模や過去の経験から大会ごとの利用者数を事業計画書に記載することを検討することが望ましい。	令和5年度の事業計画書について、想定する大会ごとの利用者数を明記するよう指導し是正された。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
84	源泉所得税の徴収納付漏れについて	指摘	21	150	<p>初心者講習や技能講習の報酬として対価を支払っているが、請求書・領収書および支払明細書などの証憑がなかった。また、源泉所得税の徴収および納付が実施されていなかった。</p> <p>指定管理者は、支払先・支払金額および支払内容等を明確化するために根拠資料を保管する必要がある。さらに、指定管理者は、支払内容が講習の謝金である場合は、報酬・料金等の源泉徴収事務が必要となるので注意する必要がある。</p>	令和4年度以降は、根拠資料を適切に保管するように改めている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立ホッケー場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
85	減免ルールの改善について	意見	64	154	現状の減免ルールでは、減免対象を①県、県ホッケー協会が主催する大会、②町内小・中学校の団体が使用するとき（個人使用は除く）③指定管理者が適当と認めたとき、としている。ここで、運用上は、町外の団体学生が使用する場合においても減免対象としているが、ルール上は②の減免ルールではなく、③の減免ルールを弾力的に解釈して減免しているのが実態であると考えられる。そもそも、②の減免ルールは、福井県の施設であるにも関わらず、町内の団体に減免対象を縛るのは適切ではないと考えられるし、③の減免ルールがあるとはいえ、これも恣意的に解釈されることで公平な減免ルールの運用を損なうおそれがあると考えられることから、指定管理者は、減免ルールを適切に設定することが望まれる。	令和5年度より減免ルールの見直しを行い、事業計画書における「町内小・中学校の団体」の表記は「福井県内の小・中学校及び高校・大学の団体、県内のホッケー競技団体」と訂正し、「指定管理者が適当と認めたとき」の表記は削除した。
86	LED照明の積極的な導入について	意見	65	156	県立ホッケー場の夜間照明設備は、現在、水銀灯が使われている。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなるため、県は、検討を進めることが望まれる。	現時点で、管理運営上支障は生じていないと認識しているが、寿命到来時期を見据え、計画的に取り換えを検討する必要がある。他施設の修繕案件の優先度を考慮したうえで、予算要求を行っていく。
87	事業計画書における休業日の承認について	指摘	22	156	雪の影響もあり、12月～2月の間は、施設は休業となっている。ただし、事業計画書上は、休業の旨が記載されておらず、結果的に承認が取られていない形での運用になっている。指定管理者は、当該運用方針について事業計画書に記載し、承認を受ける必要があると考えられる。	令和5年度の事業計画書について、積雪の影響による休業期間を明記するよう指導し承認を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
88	施設の損害に係る保険契約の整備について	意見	66	156	過去、県立ホッケー場の夜間照明器具について、保険に加入しておらず、指定管理者である越前町側が落雷被害の修繕費用の負担をした事実があった。県立ホッケー場の夜間照明器具が保険に加入していない理由について確認したところ、過去経緯を記したものはなく、書面では確認が取れないため不明であった。県と越前町における協定書においては、県は管理物件のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、風水害、雪害、氷害による損害を対象とする保険契約をいう。）を締結する旨の条項がある。よって、施設に対する自然災害の備えは、基本的には県にあると考えられる。 保有施設に対して付保するかどうかは、その施設におけるリスクの程度や想定される被害金額等、総合的な要素を加味して判断するものであると思われるが、その判断は、万一の事故に備えるためのものであるから、県は、丁寧に検討する必要がある。また、県は、その検討の結果、施設保有者としての県が付保しないと判断した場合における損害回復の責任関係について事前に明確にしておくことが望まれる。	災害発生の頻度や費用対効果等を検討した結果、付保しないこととし、万が一損害が発生した場合には、協定書に基づいて県と指定管理者との間で責任の所在を明確化する。なお、越前町と協議した結果、変更協定書を締結する予定である。
89	施設賠償責任に係る保険契約の把握について	指摘	23	157	施設賠償責任保険の加入状況の確認が指定管理者である越前町ではできていない。県と越前町との間で締結された協定書によると、越前町は、管理業務の実施にあたり、施設賠償責任保険を付保するものとする旨の条項がある。県立ホッケー場の指定管理者は、あくまでも越前町であり、その加入状況を確認・管理する責任は越前町にある。したがって、指定管理者である越前町は、管理業務を委託している管理公社加入の保険証券のコピーを入手し、保険契約の内容を確認するとともに町で保管すべきである。	指定管理者である越前町は、管理業務を委託している（一財）越前町管理公社加入の保険証券のコピーを入手し、町で保管している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
90	指定管理者の委託状況について	指摘	24	157	<p>受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の委託に際し、指定管理者は、県立ホッケー場が位置する朝日総合運動場を一体的に運営管理している管理会社との間で委託関係を取り持っているが、この委託関係について委託契約書を取り交わしていない。</p> <p>なお、指定管理者は受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の各業務を委託する計画について、「指定管理者管理業務委託計画書」を提出し、県に報告を行っている。</p> <p>公共施設に係る管理業務の委託において契約書を取り交わさずに行うことは、委託の目的や範囲、そして、委託する業務内容が不明瞭となるおそれがあり、事後の争論の原因ともなりかねない。それだけでなく、委託に関する契約書がない場合は、想定された委託業務のみが適切に行われたかどうかを担保することが難しく、県と指定管理者との間で結ばれた協定も適切に遵守されたかどうかの検証も困難となる可能性がある。</p> <p>したがって、指定管理者は、業務の委託を行う際は適切に契約書を取り交わす必要があり、また、県も指定管理者のモニタリングを通じて施設の管理運営が適切に実施されるように十分に監視・監督を行う必要がある。</p>	令和6年度から、越前町と（一財）越前町公共施設管理公社との間で、受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務について委託契約を締結する。それ以外の管理業務等については越前町が直接行うこととする。
91	事業報告書における収支報告の適切性について	指摘	25	159	<p>事業報告書において収支として報告されているのは、実際の管理運営を行っている管理公社において把握された収支報告であり、本来の指定管理者である越前町の収支を報告したものではない。あくまでも管理公社の立場は指定管理者の委託先であるから、管理公社の収支を県の業務報告書に記載することは適切ではない。指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、指定管理者は、自己が施設管理をする上で発生した収支を継続的に把握・記録し、県に報告する必要がある。</p>	令和5年度報告分より、（一財）越前町公共施設管理公社からの業務報告書に、町で発生した収支及び業務内容を併せて県へ報告している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
92	利用料金収入の帰属について	指摘	26	159	収支報告における利用料金収入を詳しく確認したところ、県立ホッケー場に係る利用料金収入は、本来は、指定管理者に帰属するものであるが、現在の運営実務上、施設運営の委託先である管理公社の収入として帰属していた。これは、指定管理者から管理公社に施設運営に関する業務の委託が行われる中で、越前町から管理公社に委託される委託料の一部として県立ホッケー場の利用料金収入が充当されたことによるものである。指定管理者は、指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、利用料金収入は適切に指定管理者に帰属させる必要がある。	令和6年度から、施設の利用料金収入は、越前町の収入として受け入れることとする。
93	指定管理者における委託先の管理について	指摘	27	159	収支報告における支出を詳しく確認したところ、県立ホッケー場の光熱水費を管理公社が管理する他の施設分と合算して支払っている状況となっていた。委託先においては、業務遂行の実態を明らかにするために、業務を管理している単位ごとに区分すべきである。そもその前提として、業務の適切な区分は委託先が取り組むべきではあるが、指定管理者の立場からも、委託先の業務体制を監視・監督する必要がある。	令和6年度から、電気料については新たに町立管理棟分の電気メーターを設置し、水道料についてもそれぞれに水道メーターを設置することにより、県と町分を明確に区分して管理を行うこととする。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
94	効率的な施設管理について	意見	67	161	<p>県立ホッケー場が設置されている朝日総合運動場は、町営ホッケー場も合わせて計3面のコートが設置されており、県内におけるホッケー競技の中心的役割を担っている。レベルの高いコートが複数そろっていることで多様な施設利用が実現でき、これが朝日総合運動場の1つの魅力となっている。朝日総合運動場はそのほとんどの施設が越前町の所有であり、県立ホッケー場のみが県の所有となっている。越前町は、朝日総合運動場の管理については管理公社を指定管理者として指定している。一方で、県立ホッケー場の管理について、県は、越前町を指定管理者として指定し、越前町が管理公社に業務の委託を行うことで、朝日総合運動場全体として一体的管理が実現されている。</p> <p>施設の所有主体の違いから県立ホッケー場のみが越前町を間に挟んで運営管理を行っている現状は、責任関係や管理区分の複雑化を招いているし、事務手続の増加・煩雑化を引き起こしていると見受けられる。結果的に、施設の一体的管理を一つの団体に集約するのであれば、現状の越前町を間に挟んで運営管理されている体制は、効率的な施設運営が行われているかどうかという視点で疑問符がつく。</p> <p>したがって、県は、効率的な施設運営を行うために、例えば、越前町とも協議のうえ、県立ホッケー場についても、朝日総合運動場を管理する共通した一つの団体に対して県と町が共同して直接指定を行い管理を実施させるなど、より効率的に施設運営が実施できる管理体制を模索することも検討することが望まれる。</p>	<p>検討した結果、県内ホッケー競技の振興や競技力向上を図っていくという観点から、越前町が指定管理を担う意義は大きいと考えている。改善すべき点は改善を行い、今後も越前町が指定管理者として管理運営を行っていく体制とする。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆福井県立艇庫【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
95	2,000mコースの設置について	意見	68	167	美浜町におけるボート競技への熱意は高く、また、福井県の選手としてもボート競技にて優秀な成績を残している。そのため、県は、競技施設の拡充として2,000mコースを設置すべきであると考えられる。コース的には国際標準と言える2,000mコースを設置することで、競技力の更なる向上だけでなく、国際試合の誘致や、ボート強豪国・地域の合宿や練習の場にも使用可能性が広がり、福井県および美浜町としてボートを中心とした活性化が期待されると考えられる。	令和5年度6月補正予算において、2,000m延伸にかかる測量設計費を計上した。さらに、令和6年度当初予算において本工事費について要求しており、令和6年度中の整備を目指している。
96	施設名の明示について	意見	69	167	施設入口に県立艇庫の看板等がない。この状況では初めて来る一般の者は、県立艇庫がどこにあるのかわからないし、さらには、その施設の存在自体が認知されない懸念もある。県所有の公共施設としての意味合いからすれば、広く県民に施設を周知すべきであると考えられるため、県は、看板等を適切に設置し、施設の存在を分かりやすくすべきである。施設のある美浜町は、全国的にボート強豪の町であり、ボートの町をアピールする観点からも、その活動拠点の中心である当該施設名を明示することが望まれる。	初めて来る一般の方にも分かりやすく認知されるよう施設入口付近に看板を設置した。
97	管理日誌の適切な作成について	指摘	28	167	令和3年度艇庫管理日誌を確認したところ、日誌が作成されていない日が散見された。艇庫管理日誌については、利用人数の記録のみならず、業務上あった出来事、管理上の記録を残すものなので、利用者がいなかったとしても、日誌を作成しないでのよい理由とはならないと考えられる。指定管理者は、適切に業務日誌を作成する体制を再整備する必要がある。	利用者がいない場合でも管理日誌を作成する運用に改めた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
98	安全管理マニュアルの整備について	意見	70	168	安全管理マニュアルが作成されていなかった。ウォータースポーツの拠点でもあるため、特に人命にかかわる事故が生じた場合は、迅速に適切な対応をとることが求められる。そのため、指定管理者は、万一の場合に備えられるように安全管理マニュアルを早期に整備し、管理者・担当者に浸透させることが望まれる。	安全管理マニュアルを作成し、管理者や指導者と共有する体制に改めた。
99	シャワー設備の運用方法の改善について	指摘	29	168	当施設のコイン投入型のシャワー設備の運用方法が、コイン（現金）を付近に備え付けて、それを使いまわすことによりシャワーが利用できるような体制になっていた。この運用方法に関しては、コイン（現金）をその場にずっと放置することになり盗難のリスクがあると考えられるし、特に学生利用が多い当施設としては、金額的に小さいとはいえ、教育的にも良くなく、トラブルの原因にもなりかねないため、指定管理者は、適正な運用を行うべきである。 また、指定管理者は、シャワー設備の利用は無料としているが、県のWebサイトには「有料」との文言記載となっているため、県は、Webサイトの表示を修正すべきである。	管理人がコインを管理し、使用の際は管理人から受渡しする運用に改めた。また、Webサイトの表示についても修正した。
100	基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて	指摘	30	169	基本協定書において、県立艇庫に所属する県の備品の数量記載が正確でないものが発見された。具体的には、下記の備品に関する事項である。 基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。	基本協定書に記載の県の備品について「片袖机」の数の表記誤りの訂正を行った。今後、基本協定書等の作成の際には、遺漏のないようダブルチェック等の強化を図る。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
101	月次報告書における記載誤りについて	指摘	31	170	令和3年度5月分の月次報告書において、令和3年5月の利用実績報告で収入が報告されているのにも関わらず、月次報告書で収入が計上されていない状況であった。内容を確認すると、月次報告書に記載誤りがあり、減免の対象となる利用者であるため減免がなされているが、その減免の報告が漏れていたとのことである。月次報告書は、委託者側である県が指定管理者の事業遂行状況を適切にモニタリングする上で重要な役割を果たしているため、指定管理者は、適切に作成し、報告すべきである。	月次報告書作成の際は、利用実績報告との照合やダブルチェック等により漏れのない報告を行う体制に改めた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆テクノポート福井総合公園【公営企業課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
102	会議室の利用率の向上について	意見	71	180	会議室（研修室）があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。	会議室の利用率向上を図るため、当公園のホームページでPRしている。
103	使用していない備品について	意見	72	182	以下の備品については現在使用していない。県および指定管理者は、今後の使用可能性を判断し、売却や廃棄等の措置を検討すべきである。 ・自走式スプリンクラー、乗用ハイダンプスティーパー、ブロードカスター、コートローラー、ロータリーモア	使用していない備品については必要性を再度検討し、不要なものは今年度中を目途に廃棄するよう指定管理者に指導した。
104	収入に関する勘定科目の独立表示について	意見	73	183	事業報告書（年度）において、収入における「雑収入（その他の施設）」の割合が高い（令和3年度：40%超）。月次報告書では、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載しているが、事業報告書（年度）では、当該内訳項目の記載がされていない。 指定管理者は、事業報告書（年度）においても、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載することが望まれる。	月次報告書だけでなく、事業報告書（年度）にも内訳項目を記載するよう指定管理者に指導した。
105	自主事業における収入・支出の独立表示について	意見	74	184	指定管理者は、自主事業における収入および支出について月次報告書では独立記載しているが、事業報告書（年次）では、支出には「自主事業運営費」という勘定科目があるが、収入には自主事業収入が把握できるに関する勘定科目がない。 自主事業における収入および支出は、適切な指定管理料を算出するために必要な重要な情報と考えられるため、指定管理者は、事業報告書（年次）においても独立した科目で表示することが望まれる。	月次報告書だけでなく、事業報告書（年度）にも自主事業収入が把握できる科目を表示するよう指定管理者に指導した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆ふくい健康の森【地域福祉課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
106	パンフレットにおける利用料金の明示について	意見	75	195	当施設においては、無料の施設もあれば、有料の施設もあるが、当施設のパンフレット上においては、各施設が有料か無料の記載がなされていない。有料か無料かの情報は、利用者にとって有益な情報と思われるため、指定管理者は、パンフレットにおいて有料施設か無料施設かが分かるように記載することが望まれる。また、有料施設の料金について、パンフレットに記載するのが困難であれば、利用料金については、当施設のWebサイトを参照等の案内をパンフレットに記載したほうがよいと考える。	パンフレットに各施設のホームページアドレスおよびQRコードを掲載している。加えて、一部利用料金を追記する改定を行った。
107	案内板の表示について	意見	76	195	多目的運動広場に設置してある使用上のお願いの表示における案内板において、利用料金の記載があるが、専用使用との表現であり、分かりにくい。案内板の表現は、利用者に分かりやすい表現、例えば、貸切使用料等の表現にするほうがよいと考える。また、400mトラックの方の案内板に記載があるように個人使用の場合は無料である旨の記載も行ったほうが容易に有料施設か無料施設なのかの判断ができてよいと考える。そのため、指定管理者は、当該案内板の表示について検討することが望まれる。	専用使用の表現に「貸切」表示を併記するとともに、個人使用の場合は無料であることの表示を追加した。
108	スケートパークの利用料金の収受について	意見	77	195	スケートパークは比較的オープンな施設であるため、料金を支払わずに利用しているケースがある。適正な料金を払っている人が不公平感を感じることなく、皆が気持ちよく使ってもらえるためにも、指定管理者は、施設管理状況を改善し、適切に利用料金の回収を実施できるような工夫が求められる。場合によっては、利用料金は完全に無料化する、もしくは、無断利用の場合には割増料金の請求を行う等の罰則を設けるのも一つの方法と考える。	利用方法を遵守してもらうため、スタッフが定期的に巡回を行うとともに、利用の多い時間帯には駐留して指導を行っている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
109	アンケート調査の実施について	意見	78	198	施設利用者アンケート調査結果のサンプル数が少ない（サンプル数12件等）ため、施設利用者の満足度等を測る調査として十分とはいえない。指定管理者は、アンケート調査のサンプルを拡大することにより、利用者の満足度調査の精度を高めることが望まれる。	多くの意見を収集するため、SNSを活用したアンケートを実施した。
110	事業報告書における利用促進策の記載について	意見	79	198	事業報告書において、スポーツ施設に関する利用率向上策が抽象的な表現しかなく、具体的な事業の記載がない。指定管理者は、事業報告書において、利用率向上の具体策の結果や次期以降の計画を数値を使用しながら文章で説明することが望まれる。	事業報告書に利用率向上策の結果や計画を記載するよう改めた。
111	利用者数の集計について	意見	80	198	利用者数の集計について、男性、女性、65歳未満、65歳以上という簡単な区分で行っており、高齢の方を対象としているように見える。実際には18時以降は65歳未満の方の利用が多く、どのようなニーズがあるのかは高齢者と若者と違うはずである。指定管理者は、より幅広いニーズへの対応を意識して業務を行うことが望まれる。	20代、30代、40代、50代、60代、70代以上の区分で運動実践指導の利用者を集計するように改めた。
112	収益拡大策について	意見	81	198	ふくい健康の森の施設内には、資源的には多面性があり、緑が多く、景観が素晴らしい場所もあることから、植物や昆虫採集の他、映画やドラマの撮影や結婚式等外観を楽しむ施設にも利用できると思われる。県または指定管理者は、積極的にその資源を活用していくことが望まれる。PRも含め観光業界とタイアップしながら企画したり、知名度を生かして健康を売りにしたい企業のネーミングライツの需要に応えたりするのもよいのではないかとと思われる。	企業のネーミングライツなどの収益拡大策について検討している。
113	使用禁止遊具について	意見	82	199	ふれあい公園に設置されている遊具の一部に、使用禁止の黄色いテープが張られているものの、テープの劣化によりテープが切れ、使用禁止の状況が分かりにくくなっていた。指定管理者は、使用禁止の明示の仕方について安全管理の側面から適切な対応をする必要がある。	使用禁止の表示を張り替えるとともに、巡回確認し、適宜貼替の対応をしている。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
114	身障者用の点字ブロックについて	意見	83	199	身障者用の点字ブロックに落ち葉がたまっていて通行しにくくなっていた。原因として、点字ブロックの中央に草が伸びており、それが引っかかるような形でたまっていた。身障者用のものであり、指定管理者は、日頃から注意して管理することが望まれる。	落ち葉を撤去するとともに、定期的を確認を行うように改めた。
115	利用案内の掲示板の管理について	意見	84	200	多目的運動広場に設置してある専用利用案内の掲示板の損傷状況が激しく、利用されていない状態であった。 指定管理者は、修繕を実施するか、別途現状の利用ニーズに合わせて他の掲示板としての利用に転用するなど、適切な維持管理を実施すべきである。	破損した掲示板に代わり、他の掲示や放送で利用者に案内をしている。
116	AEDの設置について	意見	85	201	スケートパーク付近に設置してあるAEDは、近くに設置されている物品保管小屋内に設置されている。しかし、物品保管小屋自体は常時施錠されており、必要な時にAEDを利用できない状態になっている。 今の管理体制では、人命救助の際に適切に対応することができず、施設管理体制としては不十分であると考えられる。指定管理者は、AEDの設置方法を見直すべきである。	スケートボード教室の開催時などは物品保管小屋を開錠し、AEDを利用できる状態にしている。防犯上のリスクを抑えたいうえで、さらに利用が容易な設置方法を検討している。
117	ブラウン管テレビについて	意見	86	201	けんこうスポーツセンターの講師控室にあるテレビは、ブラウン管のテレビであった。当該テレビが使用できるかは、施設の担当者も把握していなかった。 県および指定管理者は、今後使用しない、もしくは、使用できないのであれば現物を廃棄する必要がある。	使用しない備品について、予算の範囲内で順次廃棄を行う。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
118	運動指導委託業務における適正額について	意見	87	202	<p>けんこうスポーツセンターのトレーニングジム内のインストラクターの人数が利用者数からすると多いように思われる。</p> <p>県は、民間スポーツジムとけんこうスポーツセンターと両方を体験し、そのサービス内容とサービス時間、利用者数を吟味することにより、このセンターにおける適正なインストラクターの数や勤務時間から限度額を算出することが望まれる。</p>	<p>指定管理料の限度額は、指定管理者募集時に応募者がその範囲内で経費配分を含む事業計画を作成するために設けており、民間の能力やノウハウを幅広く活用し住民サービスの向上と経費の節減を図るという指定管理者制度の目的のため、運動指導業務だけでなく施設全体の収支見込に基づいて設定している。また、けんこうスポーツセンターの指導員等は、個別運動プログラムの提供や体カテスト・運動能力テストの実施、体カづくり教室の開催などのトレーニングジム以外の業務も含めて担当しているため、トレーニングジムの指導員の人数が民間スポーツジムと比較して多い時間帯もあるが、著しく多い配置人数とは認められない。</p>
119	事業報告書における資料について	意見	88	203	<p>会計システムから作成される大きい表をそのまま紙面に出力・印刷した結果、文字が小さすぎて読み取るのに苦勞する資料があった。</p> <p>指定管理者は、会計システムから作成される表をそのまま印刷すると読むことが困難となるものについては、読者が読めるような形で出力もしくは加工してから保存することが望まれる。</p>	<p>事業報告書において、文字のサイズに配慮するよう改めた。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆若狭総合公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
120	利用促進のための施策について	意見	89	211	多様なレクリエーションニーズに対応する目的で整備されたものの、現状では施設の老朽化が進み、施設の整備保存に注力されている状況である。広く利用者を募るためにはハード面の整備だけでなくソフト面の整備が必要と考えられるため、指定管理者は、施設整備が一巡した後は、レクリエーションニーズに対応した活動がより活発に行われることが望まれる。	指定管理者において利用者への新たなサービス提供として、10月からスイミングフォーム撮影タイムを実施している他、2月にはふるさとの日に合わせた無料開放デーの実施を検討している。今後も可能な範囲でソフト面の整備・充実を検討していく。
121	Webサイトのリンク切れについて	意見	90	211	福井県の当施設のWebサイトに若狭総合公園温水プール（指定管理者の小浜市のページ）へのリンクがあるが、クリックすると、小浜市の他の施設のWebサイトにつながっており、リンク先が正しく設定されていない。県は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。	県ホームページの各公園のWebサイトへのリンクについて、当課による定期的な確認をするよう改めた。リンク切れ等を発見した際は、指定管理者などリンク先のホームページ管理者に確認した上で対応し、適切にWebサイトを運用管理していく。
122	温水プール運営について	意見	91	212	温水プールについては、施設の老朽化、燃料費の高騰、委託料の高騰等、ハード面への投資やランニングコストの増加が見込まれ厳しい環境下にある。そのため、指定管理者は、新規利用者を獲得するためのソフト面への投資を行っていくなどプール施設を問題なく継続して運営できるようにより一層の努力や工夫を継続して実施していくことが望まれる。	指定管理者において、インスタグラムの開設、チラシ配布、過去に温水プール利用の回数が多かったが令和5年度に利用していない方へのハガキ送付、公園所在地である小浜市が発行する温水プール半額助成券の未利用者へのハガキ送付を行うなど、新規、継続利用者の確保に努めている。今後も引き続き利用者確保に取り組んでいく。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
123	管理マニュアルの周知について	意見	92	212	施設管理上のマニュアルの整備状況を確認したところ、温水プール管理マニュアルが平成10年に作成後、直近の令和4年4月更新まで何度か更新されているが、マニュアルが更新されていることについて現場職員への周知が十分に行われていない。指定管理者は、マニュアルについては存在自体を周知させるだけでなく、最新のマニュアルに沿って適切な管理運営ができるようにマニュアルが更新された場合には、現場職員にも周知徹底する必要がある。また、温水プールにおいて女性専用の利用時間が設けられているが、温水プール管理マニュアルにはその記載がない。管理マニュアルの早期の更新が望まれる。	指定管理者において、施設管理マニュアルに女性専用時間を記載する等の現況に応じた更新を行い、現場職員にマニュアルの配布・周知を行った。
124	安全管理マニュアルの整備について	意見	93	212	当施設の公園においては、鹿等の動物が頻繁に出るとのことで公園に獣害対策フェンスを設置しているものの、動物がフェンスを乗り越えて公園内に出没することがある。指定管理者は、そういった状況になった場合に事故が起こらないように獣害対策の安全管理マニュアルを早期に整備し、管理者・担当者に浸透させることが望まれる。	指定管理者において、害獣侵入時マニュアルを新たに作成し、現場職員にマニュアルの配布・周知を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆奥越ふれあい公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
125	フリースペースの利用者数の把握と報告について	意見	94	221	<p>大野市では、市独自の遊具を設置して施設の魅力向上に努めている。そのため、公園のフリースペースを利用する人数はかなり多いと予想される。奥越ふれあい公園の設置目的は「奥越地域の広域的なスポーツ等、多様なレクリエーションニーズに対応する」ことであり、競技場の利用だけが目的ではない。</p> <p>現在、公園のフリースペースの利用者数として、月次報告では、定時定点観測による数が、年次報告では、遠足等で事前に申し込みがあった数がそれぞれ報告されている。施設の利用度を正確に把握するために、月次報告の方法のほうが適切であると考えられる。指定管理者は、年次報告においても、月次報告と同様の把握方法による利用者数を記載したほうがよい。</p>	指定管理者において、年次報告においても月次報告と同様の定時定点観測による算定数で報告するよう改めた。
126	設備の破損等について	意見	95	223	<p>設備を視察した結果、以下のように修繕を要するものがあつた。定期的な点検等を実施し、適時適切な修繕を実施しているものの、予算や優先順位の問題もあり、すべてを即時には対応できていない。指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道のパッキン不良 ・テニスコートの椅子の破損 ・ブロックの破損 ・多目的広場排水溝の詰まり 	<p>水道のパッキン不良、テニスコートの椅子の破損、ブロックの破損については修繕を行った。</p> <p>多目的広場排水溝の詰まりについては、排水溝の堆積土砂を撤去してもすぐにまた赤土が堆積してしまうこと、また、グラウンド内の網状暗渠が機能しており、現状のままでも水はけが確保できていることから経過観察としている。</p>
127	テニスコートの管理棟の管理状況について	意見	96	224	<p>テニスコートの管理棟において、今はないAEDのシールが貼られたままとなっていたり、私物が置かれていたりしており、適切な管理状況にあるとはいえない状況であった。</p> <p>指定管理者は、AEDシールについては剥がすとともに、私物についても利用者に確認を行うほか、落とし物等の扱いとして移動・撤去することが望まれる。</p>	<p>テニス管理棟のAEDシールについては撤去した。</p> <p>また、放置されている私物については撤去を促す掲示を設置し、期限内に撤去されない場合は落とし物扱いとして公園管理事務所に移動することとした。</p>

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
128	減免の事業報告書への記載漏れについて	指摘	32	227	利用料金の減免のうち、以下の減免について、事業報告書への記載が漏れていた。 指定管理者は、記載が漏れないようにする必要がある。	指定管理者に対して、報告の誤り、確認漏れが無いよう指導を行った。
129	月次報告書の記載内容について	意見	97	227	「奥越ふれあい公園管理運営業務仕様書」において月次報告書の作成が求められており、その記載内容として「施設稼働率、利用回数、利用者数、利用料金の収入状況、利用者等からの苦情とその対応状況」の記載が求められているが、月次報告書を確認したところ、苦情等についての記載がなかった。苦情等がないため記載していないとのことであるが、指定管理者は、無いことも含め、苦情等の有無については明記しておくほうがよい。	県において月次報告の参考様式を定め、苦情およびその対応についての報告欄を設けた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆トリムパークかなづ【都市計画課】

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
130	減免の対象について	意見	98	233	当施設が設定している減免および免除の基準が、福井・坂井地区の利用者を対象にしている。県の施設であるにもかかわらず、福井・坂井地区の利用者のみを対象とすることは公平性の観点から疑問である。 当施設は、県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域において広域的利用に供される施設の一つとして地元自治体であるあわら市の要望により設置されたこともあり、福井・坂井地区の利用者のみを対象とする減免基準が設けられているとのことであるが、県は、その考えに基づく減免基準の設定が適切であるか再検討が望まれる。	県条例で県内・県外の区分が設けられ、実質的に県民優遇措置が行われているものと考えている。 また、使用料金の減免制度は各指定管理者の歳入事務に係る措置であり、その基準の内容は指定管理者を務める各自治体の減免基準に沿って定められている。
131	ネイチャーゾーンについて	意見	99	235	ネイチャーゾーンは、自然豊かな施設であり散歩コースにはとても魅力的な場所であるが、施設の維持や樹木の管理には多くの費用が必要だと考えられる。しかし、他にはあまりない魅力を有しており、県および指定管理者は、活用方法についての利用者からアイデアを募集および計画的な維持管理により有効活用することが期待される。	ネイチャーゾーンについては、建設当初に地元の小中学校等の学習の場として活用してもらえるよう、教育委員会等への周知を図る必要があったが、周知が十分ではなかったため、想定より利用者が少ない状況であった。 施設の老朽化も進み、使用禁止となっている区域もあることから、指定管理者とともに、維持管理や利用状況等の課題を整理し、今後の施設の在り方について、利用者等の意見を聞きながら、施設の再編等を検討中である。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆丹南総合公園【都市計画課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
132	利用料金のWebサイト上の表示について	意見	100	245	Webサイト上の利用料金が条例と同じ時間区分の料金表になっており午前・午後・夜間の区分になっている。実際には、条例の上限を超えないように30分単位や1時間単位で運用している。指定管理者は、Webサイト上も実際の利用料金を表示するほうがよいと考える。	指定管理者のWebサイトにおいて、実際の利用料金で表示するように修正予定である。
133	減免基準について	意見	101	246	当施設が設定している減免および免除の基準が、越前市内の小学校・中学校・高校・スポーツ少年団・スポーツ団体・スポーツクラブ等を対象にしている。 県の施設であるにもかかわらず、越前市の団体のみを減免対象とすることは、公平性の観点から疑問である。 当施設は、県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域において広域的利用に供される施設の一つとして地元自治体である越前市の要望により設置されたこともあり、越前市の団体のみを対象とする減免基準が設けられているとのことであるが、県は、その考えに基づく減免基準の設定が適切であるか再検討が望まれる。	県条例で県内・県外の区分が設けられ、実質的に県民優遇措置が行われているものと考えている。 また、使用料金の減免制度は各指定管理者の歳入事務に係る措置であり、その基準の内容は指定管理者を務める各自自治体の減免基準に沿って定められている。
134	Webサイトのリンク切れについて	意見	102	246	一部の施設については、Web上で予約できるが、Webサイト上の施設予約サービスの利用の案内ページは、リンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。 指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。 また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行うべきである。	指定管理者のWebサイトにおいて、施設予約サービスのリンク切れがないように修正予定である。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
135	会議室の利用率の向上について	意見	103	248	会議室があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。	指定管理者のWebサイトにおいて、一般の方にも会議室が利用ができる旨の情報を追加するよう修正予定である。
136	施設のWebサイトの構成について	意見	104	248	施設のWebサイトが公園部分とスポーツ施設部分とで分かれて作成されている。指定管理者は、サイトへの訪問者にも分かりやすいよう両部分を一体化したほうがよいと考える。	公園管理をしている越前市都市計画課とスポーツ施設を管理している越前市スポーツ課で、それぞれにホームページが作成されているため、リンク付け等の改修を行い、利用者に分かりやすいよう改めた。
137	野球連盟に文書での取り決めなく貸与している会議室について	意見	105	249	空き会議室について、文書でのやり取りなく越前市野球連盟へ貸与している状況にあることが確認された。現状、野球連盟が保管すべきパソコンやプリンター等の備品も会議室に置かれている状況にあった。文書を取り交わすことなく会議室が貸与されている状況は備品の保管責任などが曖昧になり問題である。指定管理者は、会議室を貸与する場合や備品を保管する場合には、文書を取り交わすよう改める必要がある。	指定管理者において対応を検討中である。
138	点字ブロックの破損について	意見	106	250	身障者用の点字ブロックが一部剥がれていて危険であった。身障者用のものでもあり、指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。	一部剥がれた点字ブロックの修繕については、県において令和6年度の身体障がい者用駐車場の整備に合わせて対応予定である。
139	事業報告書の記載について	意見	107	252	事業報告について、例えば、管理業務の実施状況の報告において、実施項目しか記載しておらず具体的な実施内容について記載していないなど、実績情報として不十分な状況が見受けられた。また、実績報告に数値情報しかなく、それに関する説明が記載されていないなど、事業報告に関する情報として不十分と思われるところがあった。指定管理者は、事業の実施状況の内容について把握できるよう記載をすべきである。	令和5年度契約より実績報告について各実施項目の具体的な実施内容の報告を求めるなど、より詳細に作成するよう管理業務委託者に指示を行った。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆Ⅰ県民Ⅰスポーツ普及事業【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
140	Webサイトの情報の更新について	意見	108	259	Webサイト上の「ゆるスポ・ニュースポ推進事業（3次募集）について」をクリックすると、「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。Webサイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。	募集期間（公開期間）のあるページについては、新着情報一覧にのみ掲載することとし、期間終了後、速やかに公開終了するよう改めた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆フルマラソン開催推進事業【ふくい桜マラソン課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
141	活動指標の適切性について	意見	109	261	「プレ大会の参加者数」を活動指標としているが、これは県の活動の内容を表す数値ではない。活動指標については、例えば、マラソン指導・練習会のイベント開催回数であったり、練習拠点の整備数であったりと、成果指標の目標を達成するために県が行った事業の活動状況や活動量を表す数値を活動指標とするのが適切だと考える。	令和5年度当初予算に係る事務事業評価シートの活動指標について、「県内参加者拡大のためのイベント回数」に変更した。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆スポーツ情報ポータルサイト保守事業【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
142	活動指標の適切性について	意見	110	264	県が活動指標としている「ポータルサイト延べ閲覧数」はサイト閲覧者の行動の数値であり、県の活動の指標とはいえない。活動指標としては、県の事務事業における目的である成果を上げるための活動を端的に表す数値（例えば、ポータルサイトの情報量を数値化したもの）を設定する必要がある。	ポータルサイトの情報量は、情報量の多い動画などをアップロードすれば、容易に数値を高めることが可能である。そのため、県の更新頻度や閲覧者数を集める記事を更新することにより閲覧者数を増やすことが活動指標として適切であると考えている。
143	情報の更新について	意見	111	265	Webサイト上の「合宿支援情報」をクリックすると「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。 Webサイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。	「合宿支援情報」については、本県新幹線開業課の紹介ページのリンクを改めて設定した。 適切な更新管理のため、リンク先の点検表を作成し、1か月に1度の点検を行うこととしている。
144	施設の予約について	意見	112	265	「スポーツ施設」のタブでは、「キーワードで探す」、「競技別で探す」、「市町別で探す」、「区分で探す」（大会開催地、合宿地）という4つの視点から該当施設を検索でき、便利である。しかし、検索結果の施設の「施設URL」をクリックしてその施設のサイトで予約できるかどうかは、そのサイト運営者の考え次第であり、予約できる場所はほとんどない。 この事業とは別に県は「施設予約システム」を構築し令和5年3月から利用可能となる。両サイトのリンクにより、「F.sports!」のサイトから県と市町のすべての公共施設の予約がスムーズにできるようになることを期待する。	各施設のページに施設予約のリンクを追加し、予約がしやすいように改善措置を講じた。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

令和4年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

◆嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設整備事業【地域福祉課】

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
145	活動指標の適切性について	意見	113	267	活動指標は、成果指標に結び付くもので所管課がコントロール可能なものを設定する必要があるが、「基本設計、実施設計、工事の実施箇所」は、その要件は満たしている。しかし、当該指標では所管課の努力や業務量が見えてこない。例えば、全体計画を発注が予定されている整備工事ごとに分け、整備工事完了件数を活動指標とする方法が考えられる。また、現在の活動指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての活動指標があるとよい。例えば、補助申請した市町の数が活動指標として考えられる。	当該事業は令和4年度に終了しているが、他の事業において適切な活動指標の設定に努める。
146	成果指標について	意見	114	268	現在の成果指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての成果指標があるとよい。例えば、市町が当該事業を利用して整備した施設の利用者数が成果指標として考えられる。	当該事業は令和4年度に終了しているが、他の事業において適切な成果指標の設定に努める。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ